

小平市指定工事店申請等にかかる手数料表

●指定工事店関係について

指定工事店関係		手数料額
指定工事店の指定の申請	1件につき	10,000 円
指定工事店の指定の更新の申請	1件につき	5,000 円
指定工事店証の再交付の申請	1件につき	1,000 円

※会社住所の変更、代表者の変更等につきましては「指定工事店証の再交付の申請」となります。

●登録責任技術者について

※平成23年6月30日より排水設備工事責任技術者登録が広域化されました。
それに伴い、東京都下水道局長の排水設備工事責任技術者登録を受けている者は、小平市への登録手数料が免除されます。

下記は東京都下水道局長の排水設備工事責任技術者登録をされておらず、小平市にのみ登録したい場合の手数料表となります。

責任技術者関係		手数料額
責任技術者の登録の申請	1件につき	3,000 円
責任技術者の登録の更新の申請	1件につき	3,000 円
責任技術者の再登録の申請	1件につき	1,000 円

●その他について

その他		手数料額
その他の証明	1件につき	250 円

※その他の証明とは、他市町から指定下水道工事店として指定証明書の提出を求められ発行する場合となります。（小平市手数料条例第2条 願書又は届書に対する奥印、奥印又は証明）

※手数料は納付した後、還付できませんのでご注意ください。